

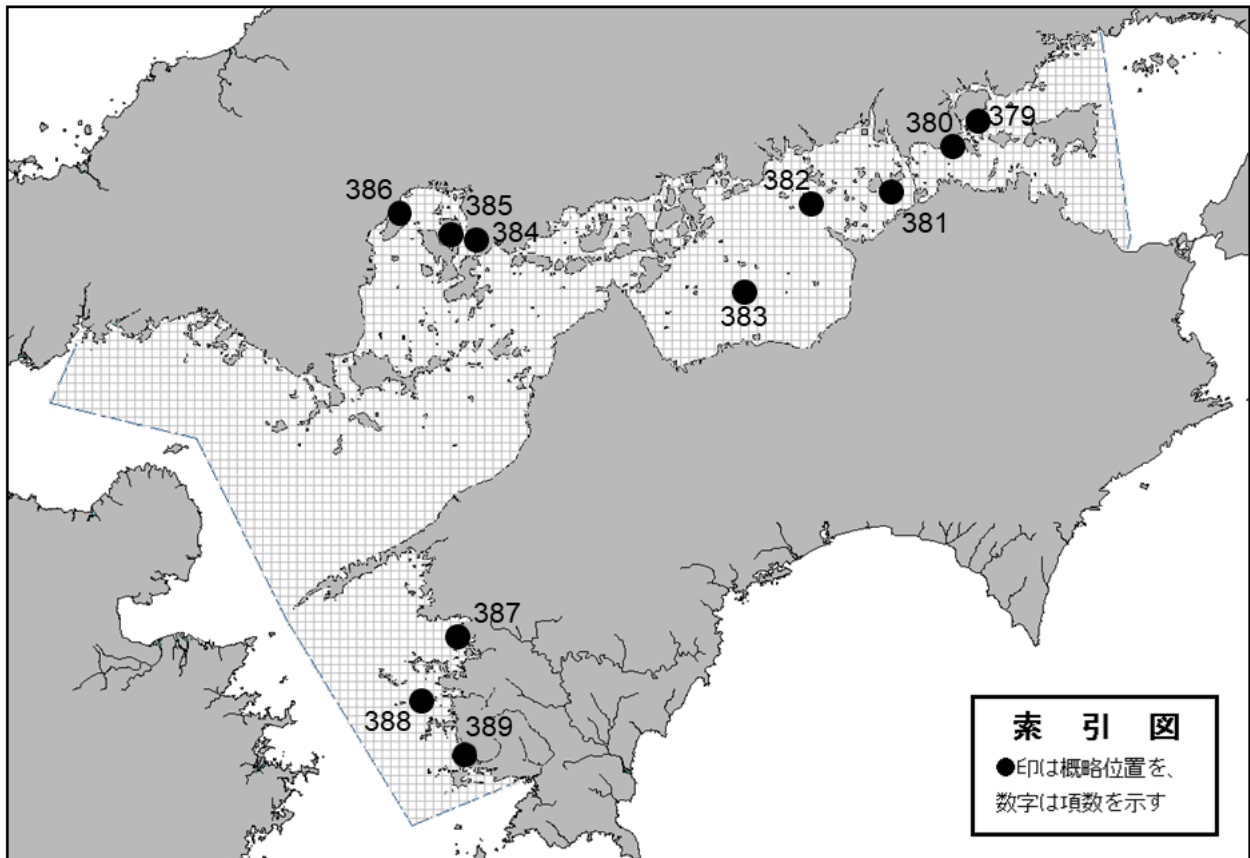


第六管区水路通報第40号

令和7年10月17日

第六管区海上保安本部

- 第 379項 瀬戸内海 - 宇野港北東方 ボーリング作業
- 第 380項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、日比港南方 展示訓練
- 第 381項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸北航路及び水島航路 深浅測量
- 第 382項 瀬戸内海 - 備讃瀬戸、北木島南方 海底送水管修理作業
- 第 383項 瀬戸内海 - 備後灘及び燧灘 水路測量
- 第 384項 瀬戸内海 - 呉港、呉区 海上訓練
- 第 385項 瀬戸内海 - 広島湾、江田島湾 花火打ち上げ
- 第 386項 瀬戸内海 - 広島湾、厳島港及び付近 花火打ち上げ
- 第 387項 豊後水道 - 宇和島湾、大良島北岸 灯台光達距離変更（予告）
- 第 388項 豊後水道 - 御五神島東方 灯標光達距離変更（予告）
- 第 389項 豊後水道 - 平城錨地 灯台光達距離変更（予告）



◎ 令和6年3月29日から、年間を通して定例的に実施される小型船操縦訓練、ヨット等レース練習区域については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 小型船操縦訓練区域、ヨット等レース及び練習区域

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/teirei/teirei.html>



◎ 水路測量の実施予定については、第六管区海上保安本部海洋情報部HPの下記インターネットアドレスにて掲載しています。

○ 水路測量公示

https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/kanri/koji_6kan.html



◎ この通報の位置情報は「世界測地系WGS-84」です。

◎ この通報はインターネット、RSSにて配信しています。

○ インターネット

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/bkn.html>

○ RSS配信について

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/tuho/RSS.html>

○ 令和7年29号より六管区水路通報の様式を変更しています。

目次の各項を選択すると各項の詳細を確認することができます。

◎ 航行警報もインターネットで入手できます。

<https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN6/>

◎ 情報の通知について

航海上重要な事項（航路標識の異変、航路障害物の存在等）及び水路図誌の内容と相違する事柄に気付かれた方は、第六管区海上保安本部又は海上保安部署等に連絡をお願いいたします。

◎ 水路通報に関するお問い合わせは第六管区海上保安本部[電話(082)251-5111(内線2515)]まで。

★ 7 年 3 7 9 項 瀬戸内海 ― 宇野港北東方 ボーリング作業

期 間 令和7年11月4日～12月25日(予備日を含む)の日出～日没
 位 置 34-31-43N 133-59-11E付近
 備 考 (1) 潜水土による磁気探査作業を伴う
 (2) ボーリング機の下に黄色灯を設置
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W137A-W1114
 出 所 第六管区海上保安本部



★ 7 年 3 8 0 項 瀬戸内海 ― 備讃瀬戸、日比港南方 展示訓練

期 間 令和7年10月19日0945～1030、1345～1430の内10分
 区 域 34-26.6N 133-56.0E地点を中心とする半径250mの円内
 備 考 巡視艇による放水を伴う
 海 図 W154-W1122-W137B-W137A-W153-JP153
 出 所 第六管区海上保安本部



★7年381項 瀬戸内海 ― 備讃瀬戸北航路及び水島航路 深浅測量

期 間 令和7年10月28日～11月13日(予備日14日～28日)の内12日間の日出～日没

区 域

19地点により囲まれる区域

- (1) 34-23-02.3N 133-49-48.8E
- (2) 34-22-24.5N 133-49-59.4E
- (3) 34-22-02.5N 133-49-28.1E
- (4) 34-21-15.8N 133-47-39.0E
- (5) 34-22-05.1N 133-47-24.5E
- (6) 34-21-58.2N 133-46-50.6E
- (7) 34-22-36.8N 133-46-39.2E
- (8) 34-22-53.1N 133-47-10.7E
- (9) 34-22-56.4N 133-47-09.8E
- (10) 34-23-02.1N 133-47-20.8E
- (11) 34-23-03.4N 133-47-20.4E
- (12) 34-23-14.3N 133-47-42.3E
- (13) 34-23-21.9N 133-47-46.6E
- (14) 34-23-36.2N 133-48-37.6E
- (15) 34-23-10.4N 133-48-46.4E
- (16) 34-23-04.8N 133-48-51.3E
- (17) 34-23-01.3N 133-48-55.5E
- (18) 34-22-56.8N 133-49-09.6E
- (19) 34-22-54.5N 133-49-26.5E

備 考

(1) 巨大船等の通航30分前には作業を中断し、作業船は航路外へ退避する

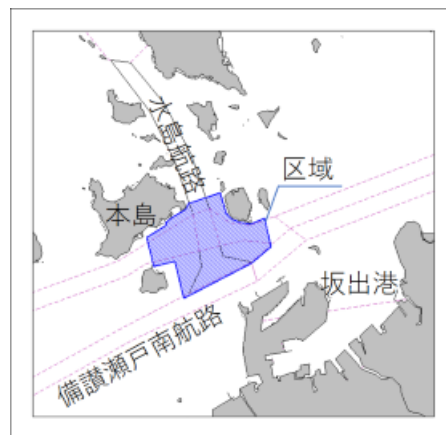
海 図

(2) 警戒船を配置

出 所

W1121-W1122-W137B-W153-JP153-W100A

第六管区海上保安本部



★7年382項 瀬戸内海 ― 備讃瀬戸、北木島南方 海底送水管修理作業

期 間 令和7年10月20日まで(予備日21日～11月7日)の日出～日没

区 域

(1)～(3)を結ぶ線、(4)～(6)を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域

- (1) 34-20-37N 133-31-22E(岸線上)
- (2) 34-18-50N 133-31-51E
- (3) 34-18-28N 133-32-13E(岸線上)
- (4) 34-18-28N 133-32-03E(岸線上)
- (5) 34-18-47N 133-31-44E
- (6) 34-20-37N 133-31-14E(岸線上)

備 考

(1) 作業位置を示す黄色灯付浮標を設置

海 図

(2) 潜水作業を伴う

出 所

W130-W137B-W1118-W153-JP153

第六管区海上保安本部



★7年383項 瀬戸内海 ― 備後灘及び燧灘 水路測量

期 間 令和7年10月20日～12月5日(予備日6日～31日)の日出～日没
 区 域 付図のとおり
 備 考 (1) 作業船は調査機器をえい航する(長さ最大約200m)
 (2) 作業船は「白紅白」の燕尾旗を掲揚
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W1119-W1132-W1137-W114-W1116-W103-W104-W1128-W137B-W1105-W1118-W141-W153-JP153-W1108-JP1108
 出 所 海上保安庁



★7年384項 瀬戸内海 ― 呉港、呉区 海上訓練

期 間 令和7年10月22日0930～1200
 区 域 5地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-14-26N 132-32-42E(岸線角)
 (2) 34-14-15N 132-32-32E
 (3) 34-14-25N 132-32-17E
 (4) 34-14-41N 132-32-32E
 (5) 34-14-39N 132-32-36E(岸線角)
 備 考 (1) 巡視艇等による訓練
 (2) 警戒船を配置
 海 図 W1109
 出 所 呉海上保安部



★7年385項 瀬戸内海 — 広島湾、江田島湾 花火打ち上げ

期 間 令和7年10月25日(予備日26日)の1630～2100
 区 域 34-14-27N 132-28-09Eの地点を中心とする半径350mの円内
 備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
 (2) 警戒船を配置
 海 図 W142
 出 所 第六管区海上保安本部



★7年386項 瀬戸内海 — 広島湾、厳島港及び付近 花火打ち上げ

期 間 令和7年10月18日1815～1845
 区 域 4地点を結ぶ線及び陸岸により囲まれる区域
 (1) 34-17-47N 132-18-37E (岸線上)
 (2) 34-17-58N 132-18-22E
 (3) 34-18-13N 132-18-41E
 (4) 34-18-01N 132-19-14E (岸線上)
 備 考 (1) 区域内に花火打ち上げ用の台船が設置される
 (2) 区域を示す灯付浮標を設置
 (3) 警戒船を配置
 海 図 W1112B-W113-W142
 出 所 広島海上保安部



★ 7 年 3 8 7 項 豊後水道 ― 宇和島湾、大良島北岸 灯台光達距離変更（予告）

変更予定日 令和7年11月7日
位 置 33-16.5N 132-28.6E
名 称 山下灯台
変更後光達距離 5海里
海 図 W138-W151-JP151-W1102-JP1102-W100B
参照書誌 411 5631番
出 所 第六管区海上保安本部



★ 7 年 3 8 8 項 豊後水道 ― 御五神島東方 灯標光達距離変更（予告）

変更予定日 令和7年11月5日
位 置 33-06.6N 132-22.9E
名 称 渡ノ瀬灯標
変更後光達距離 5海里
海 図 W151-JP151
参照書誌 411 5609番
出 所 第六管区海上保安本部



★ 7 年 3 8 9 項 豊後水道 ー 平城錨地 灯台光達距離変更（予告）

変更予定日 令和7年11月6日
位 置 32-58.4N 132-30.3E
名 称 マブネ灯台
変更後光達距離 5海里
海 図 W151-JP151
参照書誌 411 5602番
出 所 第六管区海上保安本部

